

特 246

728



* 0035386000 *

0035386-000

特 246-728

健康保険と工場法の相談

工業教育会保険相談部・〔編〕

工業教育会

第4号

昭和2

AGD

(工業教育会保険相談部)

(第四號)

特 246

1728

健康保険と工場法の相談

(第四號)

(工業教育會保險相談部)

健康保険法と工場法相談

第四號

目次

一 健康保険法反對論に對する政府當局の説明	一
二 健康保険法規の疑義解釋	九
三 健康保険に関する法令告示	二〇
一 健康保険特別會計法	
二 健康保険特別會計規則	
三 政府管掌保険の醫師齒科醫師並に藥劑師に関する件	
四 健康保険組合の名稱及所在地調べ	二九
一 北海道	
二 東京府	
三 京都府	
四 大阪府	
五 神奈川縣	
六 兵庫縣	
五 工場法規に関する質疑應答	四一

特246
728

一 健康保険法反對論に對する政府當局の説明

はしがき

健康保険法に對する、苦情、不平、非難、反對論の種々相は、前號に於てこれを詳述したのであつたが、其の中の重なるもの七項に就て、内務省社會局保險部から説明書を發せられた一般當事者の御參考の爲め茲に掲載することにしたのである。



一 扶助義務の回避に就て

「事業主は、健康保険法施行の結果、工場法の負擔が輕減され、被保險者が公傷病に付ても、費用を負擔することになるから不都合である。」と云ふ說に關して、

右の問題は、健康保険の保險料計算の基礎を諒解すれば、容易に氷解すべきものである。

即ち健康保険に於て、保險料を事業主と被保險者とが折半して負擔することになつて居る計算の基礎は



、業務上の事由に因る傷病に於ては、事業主が其の責任上、之に要する費用の全部を負担し、業務上の事由に因らない傷病に就ては、獨逸、奧太利に於ける傷病保険の如く、其の費用を事業主三分の一、被保険者三分の二を負担することとし、實際計算の結果、健康保険法に規定してある如く、

雙方二分の一宛の負担となるのである。

尙ほ事業の性質上傷病多き事業の事業主に對しては、保険料の負担割合を増加することが出来る。

斯様な次第で、事業主は被保険者が、健康保険法に依つて保険給付を受ける間は、工場法の扶助を爲す必要はないが、之に要する費用は健康保険に於ける保険料として負担しなければならぬことになつたのである。

而も事業主は、私傷病に付ても相當の保険料を負担するから、結局事業主は健康保険法施行の結果、其の負担に一層重さを加へた譯である。

二 保険料の事業主全額負擔説に就て

「事業主をして保険料の全部を負担せしめる」と云ふ説に關して、

右の問題は健康保険の精神を解しない議論と云へる。

元來健康保険は、被保険者の

相互扶助の精神に基くもの

で、被保険者は健康保険の受益者であるから、事業主又は國家が、保険料の全額を負担するものとするれば、健康保険は全く、

恩惠的救濟事業

に過ぎないものとなり、保険の趣旨が没却されて仕舞ふことになる。

外國の疾病保険に於ても保険費用は事業主と被保険者とが各之れを負担し、獨逸、奧太利に於ては前述の如く、

事業主三分の一、被保険者三分の二を負担して居る。

被保険者は保険給付請求の権利を有すると共に、保険料負擔の義務があるのである。

歐洲諸國に於て社會保険制度が近代の自覺せる労働者に歡迎されて居るのは、此の理由に基くものである。即ち労働者が自覺すると共に、往時の恩惠的救濟に満足せぬ様になつた結果、權利として給付を受く

る、社會保險制度の出現を見るに至つたのである。

外國の同法例に徴すれば、保險料の負擔割合は、左の通りである。

國名	被保險者の負擔割合	事業主の負擔割合	國家の負擔割合
英國	九分の四	九分の三	九分の二
獨逸	三分の二	三分の一	—
奧太利	三分の二	三分の一	—
匈牙利	二分の一	二分の一	—
諾威	十分の六	十分の一	十分の三
			以上

三 健康保險には拂戻制度がないと云ふ非難に就て

「健康保險に於ては、拂戻しの制度がないので、健康なる者は保險料の掛け損である」と云ふ説に關し健康保險は被保險者の相互扶助の尊き精神に基くもので、若し健康なる者又は被保險者の資格を喪失したる者に對し、既納の保險料を拂戻すものとすれば、之が爲めに特殊の積立金を必要とすることとなり、勢ひ高い保險料を負擔せねばならぬから、被保險者は其の負擔に耐へざるに至るであらうと思はれる。

即ち、健康保險は此の理由を以て、火炭保險に同じく、拂戻をしない制度であるのである。因みに、外國の疾病保險制度に徴するも、拂戻を爲すの制度を採りつゝあるものは、殆どないのである。

四 保險料が高きに過ぎると云ふ説

「健康保險の保險料が、餘り高きに過ぎる」と云ふ不平に關し、健康保險法に規定された保險給付を完全に爲す爲めには、

- 一 石炭山に使用される被保險者に付いては 百分の八（此の内被保險者の負擔割合は百分の三、事業主の負擔割合は百分の五）
- 二 工場及石炭山以外の鑛山に使用される被保險者に付ては 百分の四（此の内被保險者の負擔割合は百分の二、事業主の負擔割合は百分の二）

の保險料を徴收しなければならぬのであつて、此の保險料額は過去の統計に基き算出したるものであるが、事業を執行するには此の額を必要とするものである。

即ち、右の保險料を納付して置けば、被保險者は公傷病の場合は勿論、私傷病や分娩の場合に於ては、

安心して療養を受けることが出来、尙ほ工場鑛山等に於て勞務に服しない間に於ても、生活に困窮を來す様なことはなくなり、又死亡の場合に於ては、其の遺族が埋葬料を受け取ることが出来るのである。

健康保険は一年打切り計算の保険であつて、毎年の保険料を以て、其の年の保険給付に充てるのである。傷病が尠く、其の結果費用が少額で足りる場合は、之に比例して保険料は低額となるのである。

即ち、保険給付に必要な費用のみが、保険料に依るのであつて、若し剩餘金があれば、將來の流行病等に備へる爲め、積立金を造成することとなる。

蓋し我國の健康保険の制度は、外國に於て好成绩を擧げて居るところの、社會保険の實情を見て樹立したものであるが、被保険者の保険料負擔能力に付ては、勿論充分の考慮を加へて立案せられたもので、大體に於て現在の賃金を以て、それを負擔し得る能力があると認めて居るのである。

五 標準報酬日額の計算

「標準報酬日額の計算は實収入を實働日数を以て除すべし」と云ふ説に關し、

被保険者は公休日其他休業したる日に於ても、作業日に得たる報酬を以て生活するものであるから、健康保険に於ては、是等の休業日数をも加へて、一日の平均報酬、即ち、

一日の生活費

を算出したのである。

外國の立法例に徴しても、概ねこれと同様の算出方法を採用して居る。

従つて、公休日其他祭日に於ても、傷病手当金、若しくは出産手当金は、これを支給することにしたのである。

六 臨時雇に就て

「臨時雇を何故に被保険者としないのか」と云ふ疑問に關して、

臨時雇は勞働者中最も救済を要するものではあるが、常に其の雇主を轉々し、保険料の徴收、保険給付の支給、傷病の監督等の點に於て、保険事務が相當複雑になるので、暫定的に健康保険の被保険者としなかつたのである。

尙ほ將來健康保険の事務が完備するに至れば、是等の者をも被保険者と爲すべきものであると思爲される。

七 保険給付の程度

「保険給付の額が甚だ少額である」と云ふ非難に就き

保険給付、殊に傷病手當金、若しくは出産手當金の額を、多額に支給すれば、

虚病續出の虞れがある

のである。

又被保険者も、保険料の負擔に堪へない様になるので、傷病手當金、又は出産手當金は、最少限度に止めなければならない必要がある。

即ち、これ等の手當金を標準報酬日額の百分の六十としたのは、大正十年農商務省で行はれた、

生計調査の結果

に依り、労働者の生活必需費が、収入の約百分の六十に相當して居るので、此の割合に止めたのである。尙ほ、外國の立法例の重なるものは、左の如くである。

獨逸

百分の五十

匈牙利

百分の五十

諾威

百分の六十

ポーランド

百分の六十

尙ほ又、傷病手當金若しくは出産手當金の額を増加し、其の支給期間を延長し、若しくは被保険者の家に對しても、保険給付を爲すか等に付いては、本法施行後の実績に鑑みて、

將來に於て考慮すべき問題

であると思はれるのである。

工場法規の研究 全

四六版 二百五十頁
正 價 金貳圓也

工場法に關する一切の事項を網羅せる斯界の寶典なり。

發行所 工業教育會

二 健康保険法規の疑義解釋

は し が き

健康保険法規の中、健康保険法に關する、各方面よりの質疑に對し、

内務省社會局保險部

から發表された解釋を、左に掲げて御參考に供することとする。

一 報酬と休業扶助料 (健康保険法第二條)

健康保険法第二條第一項の「勞働の對償として」とあるは「勞務に服するが爲め之れが對償として」と解すべき義にして、公傷病に因る休業扶助料又は産婦扶助料の如きは、健康保険法の所謂報酬の範圍に屬せざるものとす。

二 戸籍の無償證明 (健康保険法第七條)

健康保険法第七條に依り、戸籍に關し無償にて證明を求め得べき事項は、戸籍法第六十七條第二項の規定に依る事項にして被保險者又は被保險者たりし者の事項のみに限らず是等の者と同一戸籍内に在る他の者の事項をも含むものとす。

三 強制保健者の範圍 (健康保険法第十三條)

健康保険法第十三條の規定に依る被保險者中には工場又は事業場の中、附屬建設物及設備即ち工業的作業に直接關係なき場所に使用せらるる者は、原則として之を含まざるものとす。而して工場又は事業場に於て使用せらるる者と雖、其の業務が社會觀念上、工場又は事業場の本來の作業と、別個のもの認めらるる場合に於ては、其の者は被保險者にあらざるものとす。

鑛山内にある本社に使用せらるる者が、被保險と爲るべきや否やは事實問題にして、該本社が事業場と別個の存立なりや否やに依り決すべきものとす。

工場又は鑛山の附屬事業たる學校の職員の如きは被保險者たらざるものとす。

工場又は鑛山の附屬事業たる醫局に使用せらるる者は被保險者たらざるものとす。

健康保険法第十三條但書の「臨時に使用せらるる者」の中には、經常の事業に臨時使用せらるる者のみ

に限らず、臨時の事業に使用せらるる者をも含むものとす。

四 任意包括被保険者の範囲 (健康保険法第十四條)

健康保険法第十五條の規定に依る、被保険者たることを得る者は、健康保険法第十四條各號に掲ぐる事業場、又は工場に使用せらるる労働者、及一年の報酬千二百圓を超えざる職員にして、健康保険法第十三條の規定に依る、被保険者の範囲と同じきものとす。

健康保険法第十四條第一項の「附屬する事業」とは、工業的企業たる附屬事業を謂ふものとす。

健康保険法第十四條第一項第三號の電氣の傳導事業には、電線の架設工業を含むものとす。

五 事業主の範囲 (健康保険法第十四條、第十九條、第二十七條等)

健康保険法に於て謂ふ、事業主には鑛山の斤先入を含まざるものとす。

六 業務に使用せらるるに至りたる日の意義 (健康保険法第十七條)

健康保険法第十七條の「業務に使用せらるるに至りたる日」とあるは、現實に業務に使用せらるる状態

に置かれたる日とす。

七 業務に使用せられざるに至りたる日の意義 (健康保険法第十八條)

健康保険法第十八條の「業務に使用せられざるに至りたる日」とあるは、現實に業務に使用せられざる状態に置かれたる日とす。

八 任意繼續被保険者たることの申請先たる保険者

(健康保険法第二十條)

健康保険法第二十條の規定に依る、被保険者たることを申請する場合に於ける、申請先たる保険者は従前の保険者とす。但し従前の保険者組合にして、組合解散せしものなるときは政府、組合合併せしものなるときは合併後の組合、組合分割せしものなるときは、其の事項の引繼を受けたる組合とす。

九 任意繼續被保険者たることの申請の効果 (健康保険法第二十條)

健康保険法第二十條の規定に依る、被保険者たることの申請を爲したるときは、被保険者の資格は中斷

せざるものとす。

一四

一〇 任意繼續被保険者の資格任意喪失 (健康保険法第二十一條)

健康保険法第二十一條の規定に依る被保険者は、保険料の滞納に因る場合の外、任意に其の資格を喪失することを得ざるものとす。

一一 健康保険組合の法人の性質 (健康保険法第二十六條)

健康保険組合は公法人とす。

一二 健康保険組合と所得税との關係

(健康保険法第二十六條、所得税法第十七條)
(所得税法施行規則第十二條)

健康保険組合に對しては、所得税法第十七條、及所得税法施行規則第十二條の規定に依り、所得税を課せざるものとす。

一三 健康保険法第二十八條の事業の意義

事業主甲がABCの各地に工場を有し、同種の事業を爲す場合に於ては、此の三工場の作業を合して事業と云ふものとす。又事業主甲がA地に製菓業を爲しB地に印刷業を爲す場合に於ては、此の製菓業と印刷業とを合して一事業と謂ふことを得ざるものとす。

事業主を異にする絹織物業と、製絲業の事業を以て一の組合を設立するは法律上防げなきものとす、但し設立の認可あるや否やは、事實に依りて決せらるべきこと勿論なり。

一町内に於ける十數人の織物製造者が、其の織物製造業に付共同して、一の組合を設立するは、第二十八條第二項に該當するものとす。但し設立の認可あるや否やは、事實に依りて決せらるべきこと勿論なり。

工場の所在地が、廳府縣都市町村を異にするも、是等各工場を通じて、一組合を設立するは、法律上防げなきものとす。但し設立の認可あるや否やは、事實に依りて決せらるべきこと勿論なり。

一四 組合設立の認可申請者の名義 (健康保険法第二十九條、第三十條)

一五

組合設立の認可申請者は、工場管理人等の名義を以て爲すは不可然義にして、事業主が會社なる場合に於ては、其の會社の、代表者たる、取締役の名義を以て爲すべきものとす。

一五 健康保険組合の成立時期 (健康保険法第三十四條)

健康保険組合は、設立認可の指令書の日付の日に於て成立するものとす。合併及分割の場合亦同じ。但し成立時期を特定して認可を爲す場合に於ては、其の特定時期に於て成立すること勿論なり。

一六 健康保険法第四十五條の療養の爲の意義

健康保険法第四十五條の「療養の爲」とは保険給付として受くる療養(療養費の支給を受くることを含む)の爲を謂ふものとす。

一七 勞務に服すること能はざる期間の起算日(健康保険法第四十五條)

健康保険法第四十五條の勞務に服すること能はざる期間は、勞務に服すること能はざる状態に置かれたる日より之を起算するものとす。但し其の状態に置かれたる時は、業務終了後なる場合に於ては、翌日より之を起算するものとす。

り之を起算するものとす。

業務上の事由に因らざる同一の傷病に付、中途に於て勞務に服したる場合に於ては、健康保険法第四十五條但書の規定は適用なきものとす。

一八 報酬日額と施行令第三條の報酬日額との異同

(健康保険法第四十五條、第四十九條、第五十條、第七十四條、施行令第三條)

健康保険法第四十五條、第四十九條第一項、第五十條及第七十四條の「報酬日額」とあるは、施行令第三條の「報酬日額」と異り、同條の「標準報酬日額」に該當するものとす。

一九 健康保険法第四十七條の同一の疾病又負傷の範圍

健康保険法第四十七條第一項の「同一の疾病又は負傷」とあるは、再發に係るものを含まざるものとす。業務外の疾病に付ては健康保険法第四十七條第二項の制限あるの外、更に同條第一項の制限あるものとす。

二〇 任意繼續被保險者に健康保險法第四十七條第二項、第五十八條及第五十九條との關係

健康保險法第二十條の規定に依る被保險者は、工場法若は鑛業法の適用を受ける工場若くは事業場、又は第十四條の認可ありたる事業に、使用せらるゝ場合を除くの外、健康保隨法第四十七條第二項、第五十八條及第五十九條の規定は適用なきものとす。

二一 死體の一部分又は遺物の理火葬に埋葬料又埋葬費

(健康保險法第四十九條、第五十六條)

死體の一部分又は遺物を埋葬又は火葬したるものに付ても、埋葬料又は埋葬費は之を支給するものとす。

二二 分娩に關する給付を爲すべき分娩 (健康保險法第五十條)

健康保險に於て分娩に關する給付を爲すは、妊娠四箇月を超ゆる分娩に限るものとす。但し妊娠一箇月

は二十八日間とす。

分娩の前後に保險者の變史ありたる場合に於て分娩に關する給付を爲す保險者は、分娩の日前二十八日又は三十五日の間、分娩の日以後四十二日の間に於ける保險者とす。尙此の場合に於ては、給付を爲したる保險者に於て、關係保險者に對し分擔金を求償すべきものとす。

二三 出産手當金の支給に傷病手當金の支給期間との關係

(健康保險法第五十四條、第四十七條)

出産手當金の支給を受けたるが爲、傷病手當金の支給を受くることを得ざりし期間は、健康保險法第四十七條第一項、又は同條第二項の期間に算入せざるものとす。

二四 健康保險法第五十七條の規定に依る給付に要したる費用の分擔金 (健康保險法第五十七條、第五十三條施行令第八十三條)

被保險者の資格を喪失したる者に對し、健康保險法第五十七條の規定に依り、分娩に關する給付を爲したる最後の保險者は、施行令第八十三條の期間内に於ける、前の保險者ありたるときは其の保險者に對し

之が給付に要したる費用の分擔金を請求し得るものとす。

二五 健康保險法第七十六條と事業主より
徴收する保険料との關係 (健康保險法第七十六條)

健康保險法第七十六條の場合に於ては、事業主よりも保険料を徴收せざるものとす。

二六 健康保險法第七十六條第一號と同第五十八條との關係

健康保險法第五十八條の規定に依り、傷病手當金又は出産手當金を受けざる者と雖、健康保險法第七十六條第一號に該當するものとす。

二七 健康保險法第八十條の審査請求者 (健康保險法第八十條)

健康保險組合又は健康保險署長は、健康保險法第八十條の請査を請求する事を得ざるものとす。

二八 健康保險法第八十二條の審査の効力 (健康保險法第八十二條)

健康保險法第八十二條の規定に依る、健康保險審査會の審査は、保險官署に於て爲す訴願の裁決を拘束する効力なきものとす。

工場之保安 全

壹册袖珍本
二百五十頁
クローヌ製美本

耐火、耐震、火災、防止的工場建築を詳説せ
る寶典！ 正價金壹圓

發行所 工業教育會

三 健康保險ニ關スル法令告示

一一一

一 健康保險特別會計法

(大正十五年三月二十九日
法律 第二十六號)

- 第一條 健康保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ
- 第二條 本會計ニ於テハ保險料、一般會計ヨリ繰入ルル金額、積立金ヨリ生スル收入、借入金及
附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ保險給付費、保險施設費、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借
入金ノ利子、事業取扱費營繕費、其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス
- 第三條 前條ノ一般會計ヨリ繰入ルル金額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險給付ニ要スル費用ノ十分
ノ一トス但シ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ス
- 前項ニ規定スル被保險者ノ員數ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生スルトキハ之ヲ積立ツヘシ
- 本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スヘシ
- 第五條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲ス

コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得ル金額ハ保險料ヲ以テ保險給付費及保健施設費ヲ支辨ス
ル能ハサル場合ニ借入ルルモノヲ除クノ外最高五百萬圓トス

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ大藏省預金部ニ之ヲ預ケ入ルルコトヲ得

第七條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲シ又ハ國庫
餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金又ハ繰替金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スヘシ

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出
スヘシ

第九條 本會計ノ收入支出及積立金ノ運用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ昭和二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

一一一

一一 健康保險特別會計規則

(勅令 第四號)
昭和元年十二月二十九日

一一四

第一條 歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

前項ノ豫定計算書ニハ其ノ年三月三十一日現在ノ積立金明細目録ヲ添付スヘシ

第二條 歳入歳出ノ豫算ハ決定ノ後豫備費ヲ除キ所管大臣社會局長官ニ命ジテ之ヲ執行セシムベシ但シ他ノ官吏ニ命ジテ其ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第三條 本會計ニ於テハ當該年度ノ收入濟歳入額及一時借入金ヲ以テ支拂元受高トシ歳出ヲ支出スルハ此ノ支拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

第四條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足ヲ生ジタルトキハ所管大臣ハ大藏大臣ノ承認ヲ經テ積立金ニ屬スル現金ヲ前條ノ支拂元受高ニ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ仍不足アルトキハ所管大臣ハ大藏大臣ニ對シ一時借入金ニ代ヘ國庫餘裕金ノ繰替使用ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第五條 保險料收入ノ年度所屬ハ其ノ保險料ヲ負擔スベキ義務ノ發生シタル日ノ屬スル年度ニ依ル

第六條 毎年度出納ノ完結迄ニ收入濟又ハ支出濟トナラザルモノハ現ニ其ノ收入ヲ爲シタル年度ノ歳入又ハ歳出トス

第七條 健康保險特別會計法第三條第一項ノ規定ニ依リ一般會計ヨリ繰入ルル金額算定ノ基礎タル保險給付ニ要スル費用ノ額ノ計算ニ付テハ健康保險法施行令第九十一條ノ規定ヲ準用ス

第八條 健康保險特別會計法第三條第一項ニ規定スル被保險者ノ員數ノ計算ニ付テハ健康保險法施行令第九十二條ノ規定ヲ準用ス

第九條 歳入徴收官ハ毎月徴收報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ之ヲ社會局長官ニ送付スベシ

第十條 社會局長官徴收報告書ニ依リ毎月徴收總報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

第十一條 支出官ハ毎月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ社會局長官ニ送付スベシ

第十二條 社會局長官ハ支出濟額報告書ニ依リ毎月支出總報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ大藏大臣ニ送付スベシ

第十三條 毎年度ノ歳入ノ收入濟額ヨリ歳出ノ支出濟額及翌年度繰越額ヲ控除シタル殘餘ハ總テ之ヲ積立金ニ組入ルベシ

第十四條 歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ付スベシ

第十五條 社會局ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ健康保險ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スベシ

第十六條 社會局ハ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スベシ

第十七條 支出官ハ支出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スベシ

第十八條 社會局ハ歳出簿及支拂元受高差引簿ヲ備ヘ歳出簿ニハ歳出ノ豫算額、豫算決定後増加額、支出濟額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記シ支拂元受高差引簿ニハ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スベシ

第十九條 本令ニ規定セザルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

三 政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者カ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ヘキ醫師及齒科醫師並藥劑師ニ關スル件

(内務省令第壹號 昭和元年十二月二十八日)

第一條 政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者(以下被保險者ト稱ス)ハ所轄健康保險署長ノ指定シタル保險醫又ハ保險藥劑師ニ就キ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第二條 被保險者所轄健康保險署ノ管轄區域外ニ其ノ住所ヲ有スル場合ニ於テハ前條ノ保險醫又ハ保險藥劑師ノ外其ノ被保險者ノ住所地ヲ管轄スル健康保險署長ノ指定シタル保險醫又ハ保險藥劑師ニ就キ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第三條 被保險者所轄健康保險署長ノ承認ヲ受ケタル場合又ハ緊急ノ場合ニ於テハ前二條ノ保險醫又ハ保險藥劑師以外ノ保險醫又ハ保險藥劑師ニ付キ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第四條 被保險者ハ其ノ診療ヲ受クヘキ場所ヨリ四里以内（診療所所在地ヲ管轄スル健康保険署長ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルドキハ之ニ從フ）ノ里程ノ地ニ在ル診療所ニ於テ診療ニ從事スル保險醫（齒科醫師ヲ除ク）ノ往診ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ診療ヲ受クヘキ場所ヨリ半里ヲ越ユル里程ノ地ニ在ル診療所ニ於テ診療ニ從事スル保險醫ノ往診ノ爲ニ要スル車馬賃ハ其ノ被保險者ノ負擔トス

附則

本令ハ昭和二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

四 健康保険組合の名稱及所在調べ

(一)

はしがき

健康保険法の實施以來、本年二月二十日迄に、其の設立を認可され、官報を以て告示せられた、健康保険組合の名稱、並に其の主たる事務所の所在地を、

地方別にする

と左の通りである。

一 北海道

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 大倉鑛業茂尻炭鑛健康保険組合 | 北海道石狩國空知郡赤平村下平岸 |
| 日本製鋼所室蘭健康保険組合 | 室蘭市津茶町四 |
| 北海製罐倉庫健康保険組合 | 小樽市北濱町三丁目六 |
| 帝國製麻札幌健康保険組合 | 札幌市北七條東一丁目一 |
| 三井砂川健康保険組合 | 北海道石狩國空知郡砂川町 |
| 淺野セメント北海道工場健康保険組合 | 北海道上磯郡上磯町大字谷好村字宗山一 |

- 三美美唄健康保險組合
- 三美大夕張健康保險組合
- 三美芦別健康保險組合
- 雄別炭鑛健康保險組合
- 北海道炭礦汽船健康保險組合
- 大日本麥酒株式會社札幌工場健康保險組合
- 太平洋炭鑛健康保險組合
- 北海道空知郡美唄町字美唄炭坑
- 北海道夕張郡夕張町大夕張
- 北海道空知郡蘆別村上蘆別
- 北海道阿寒郡舌幸村二十二線一二二
- 北海道夕張郡夕張町字鹿ノ谷五
- 札幌市北二條東四丁目番外地
- 北海道釧路市大字釧路村字春採二七

一一 東京府

- 富士製紙健康保險組合
- 日本電氣株式會社健康保險組合
- 明電舎健康保險組合
- 東京市電氣局健康保險組合
- 沖電氣株式會社健康保險組合
- 藤倉電線株式會社健康保險組合
- 東京市京橋區三十間堀一丁目一
- 東京市芝區三田四國町二
- 東京府住原郡大崎町居未橋二七六
- 東京市麴町區有樂町二丁目六
- 東京市芝區田町四丁目二
- 東京市深川區平久町二丁目六

- 精工舎健康保險組合
- 芝浦健康保險組合
- 日本火藥健康保險組合
- 時事健康保險組合
- 大日肥王子工場健康保險組合
- 新潟鐵工所蒲田工場健康保險組合
- 日本製麻赤羽健康保險組合
- 日本光學健康保險組合
- ライオン齒磨工場健康保險組合
- ハイレット健康保險組合
- 日清紡績株式會社本社工場健康保險組合
- 日清紡績株式會社西新井工場健康保險組合
- 秀英舎健康保險組合
- 日本モスリン健康保險組合
- 東京市本所區柳島町二六
- 東京市芝區金杉新濱町一
- 東京市麴町區永樂町一丁目一
- 東京市京橋區南鍋町二丁目二
- 東京府北豐島郡王子町大字豐島一七〇〇
- 東京府住原郡蒲田町大字蒲田新一五一
- 東京府北豐島郡岩淵町大字赤羽六〇
- 東京市芝區三田豐岡町一三
- 東京市本所區外手町六
- 東京府北豐島郡巢鴨町大字巢鴨一三五六
- 東京府南葛飾郡龜戶町二丁目七十八
- 東京府南足立郡梅島村
- 東京市牛込區市谷加賀町一丁目一二
- 東京府北豐島郡瀧野川町大字瀧野川一五五六

日清印刷健康保險組合
 共同印刷健康保險組合
 凸版印刷健康保險組合
 築地活版健康保險組合
 東京電燈健康保險組合
 東京毛織大井健康保險組合
 東京毛織南千住健康保險組合
 日本紙業龜有工場健康保險組合
 東京鋼材健康保險組合
 東洋モスリン龜戶工場健康保險組合
 東洋モスリン練馬工場健康保險組合
 汽車會社支店工場健康保險組合
 東京瓦斯電氣工業健康保險組合
 森永製菓東京鶴見健康保險組合

東京市牛込區榎町七
 東京市小石川區久堅町一〇八
 東京市下谷區二長町一
 東京市京橋區築地二丁目一七
 東京市芝區櫻田本郷町二二
 東京府荏原郡大井町三六九九
 東京府北豐島郡南千住町地方橋場五三五
 東京府南葛飾郡龜青村大字龜有七八六
 東京府南葛飾郡大島町六丁目五〇
 東京府南葛飾郡龜戶町七丁目五〇
 東京府北豐島郡下練馬村字谷戸七〇〇七
 東京市本所區錦絲町一四七
 東京府荏原郡入新井町大字不入斗一〇〇
 東京市芝區田町一丁目一二

富士瓦斯紡績小名木川健康保險組合
 東京モスリン金町健康保險組合
 東京モスリン吾嬭健康保險組合
 東京モスリン龜戶健康保險組合
 大日本麥酒株式會社吾妻橋工場健康保險組合

東京府南葛飾郡大島町五丁目一一五
 東京府南葛飾郡金町字金町二三七七
 東京府南葛飾郡吾嬭町大字請地六五
 東京府南葛飾郡吾嬭町大字龜戶一二七

大日本麥酒株式會社目黒工場健康保險組合
 東京市健康保險組合
 三共健康保險組合
 東京朝日健康保險組合
 淺野セメント健康保險組合
 三田土健康保險組合
 栗原紡織健康保險組合

東京市本所區中ノ郷瓦町一
 東京府荏原郡目黒町大字三田二四七一九三組合
 東京市麴町區有樂町二丁目一
 東京府荏原郡品川町大字北品川宿二八六
 東京市京橋區瀧山町一
 東京市深川區清住町一
 東京市本所區中ノ郷業平町四
 東京市本所區柳島橫川町一〇

三二 京都府

郡是健康保險組合
 日清紡績株式會社京都工場健康保險組合
 島津製作所健康保險組合
 株式會社奧村電機商會健康保險組合
 辻紡健康保險組合

京都府何鹿郡綾部町字青野六二
 京都市上京區岡崎圓勝寺七
 京都市下京區西ノ京桑原町一八
 京都府紀伊郡吉祥院村
 京都市下京區壬生花井町三

四 大阪府

住友電線製造所健康保險組合
 住友伸銅鋼管健康保險組合
 大和田紡績健康保險組合
 岸和田紡績健康保險組合
 帝國製麻大阪工場健康保險組合
 日本メリヤス株式會社健康保險組合
 北泉紡績健康保險組合
 毛斯綸紡績株式會社健康保險組合

大阪市此花區恩貴島南之町六〇
 大阪市此花區安治川上通一丁目二三
 大阪市西淀川區大和田町一五七二
 岸和田市北町九五三
 大阪市西淀川區傳法町北一丁目一
 大阪市西淀川區浦江町二一七ノ四
 大阪府泉北郡大津町大字下條大津八六二
 大阪市東淀川區中津本町一〇八

吉見紡績健康保險組合
 大日本麥酒株式會社吹田工場健康保險組合
 和泉紡績健康保險組合
 福紡健康保險組合
 大日本紡績健康保險組合
 天滿織物城北工場健康保險組合
 帶谷商店健康保險組合
 ラサ島燐礦大阪健康保險組合
 山發健康保險組合
 大阪機械工作所健康保險組合
 大阪毛織株式會社健康保險組合
 天滿紡績健康保險組合
 天滿織物三國工場健康保險組合
 日東捺染株式會社健康保險組合

大阪府泉南郡田尾村大字吉見一一三二
 大阪府三島郡吹田町八〇六
 大阪府泉南郡北掃守村大字春木五
 大阪市北區玉江町二丁目三
 大阪市東區備後町三丁目九
 大阪市東成區毛馬町一〇三ノ一
 大阪府泉南郡貝塚町近木一〇二六
 大阪市西淀川區姬島町七九四
 大阪市東成區東小橋町五八
 大阪市東淀川區南濱町二二二ノ一
 大阪市東淀川區北長柄町番外一二八
 大阪市北區天滿橋筋五丁目六八
 大阪府豐能郡豐津村大字榎坂一四六〇
 大阪市東成區赤川町三〇〇

大阪合同紡績健康保險組合
 汽車會社本店工場健康保險組合
 大阪織物株式會社健康保險組合
 大同電力健康保險組合
 中山太陽堂工場健康保險組合
 小津武林健康保險組合
 富士瓦斯紡績大阪工場健康保險組合
 日出紡績健康保險組合
 寺田紡績健康保險組合
 福助足袋健康保險組合
 大阪紡績健康保險組合
 泉織健康保險組合
 出雲製織健康保險組合
 大阪莫大小紡績株式會社健康保險組合

大阪市北區堂島濱通二丁目六
 大阪市此花區島屋町四〇六
 堺市七道西町一〇一
 大阪市東區高麗橋三丁目一
 大阪市浪速區水崎町四〇
 大阪市西淀川區野里町一〇
 大阪市西淀川區大和町一四〇〇
 大阪市東區南久寶寺町五丁目四〇
 大阪府泉南郡麻生郷村大字津田三二四
 堺市安井町一一七二
 大阪府泉南郡西信達村大字岡田一六八九
 岸和田市南町一六〇
 大阪市東區博勢町五丁目二五
 大阪市東淀川區三津屋町二三一ノ一

日本絹織株式會社健康保險組合
 近江帆布健康保險組合
 日本絹綿健康保險組合
 柏原紡績健康保險組合
 日染健康保險組合
 長紡堺工場健康保險組合
 仁丹工場健康保險組合
 藤永田造船所健康保險組合
 貝塚紡績健康保險組合
 南海鐵道健康保險組合
 大每健康保險組合
 錦華紡績株式會社健康保險組合
 大阪市健康保險組合
 大阪朝日健康保險組合

大阪市北區中之島二丁目二五
 大阪市東區淡路町三丁目二〇
 大阪府三島郡芥川村大字芥川三五
 大阪府南河內郡柏原町大字市村四四〇
 大阪市此花區春日出町一九九ノ二
 大阪府堺市吾妻橋通二丁目
 大阪市東區玉堀町五四三
 大阪市住吉區柴谷町四四
 大阪府泉南郡貝塚町一二九
 大阪市南區難波新町六
 大阪市北區堂島二丁目三六
 大阪府泉北郡濱寺町大字下石津八八七
 大阪市北區中之島一丁目四ノ一
 大阪市北區中之島三丁目三

大阪市電氣局健康保險組合

大阪市港區九條南通一丁目一一九

五 神奈川縣

橫濱船渠健康保險組合

橫濱市長住町三

淺野造船所健康保險組合

神奈川縣橋樹郡鶴見町大字末廣町二ノ一

富士電機會社健康保險組合

神奈川縣橋樹郡田島町田邊新田一

味ノ素健康保險組合

神奈川縣川崎市八幡塚二九四六

淺野セメント川崎工場健康保險組合

神奈川縣橋樹郡田島町大島二九三六

富士瓦斯紡績保土ヶ谷工場健康保險組合

神奈川縣橋樹郡保土ヶ町帷子九八五

富士瓦斯紡績川崎工場健康保險組合

神奈川縣川崎市堀の内一〇〇

マツダ健康保險組合

神奈川縣川崎市堀川町七二

相模紡績平塚工場健康保險組合

神奈川縣中郡平塚町平塚三三五五

大日本麥酒株式會社保土ヶ谷工場健康保險組合

神奈川縣保土ヶ谷町神戸一七

六 兵庫縣

鐘紡健康保險組合

神戸市御崎町一丁目一

伊丹製絨所健康保險組合

兵庫縣川邊郡伊丹町伊丹字古城下一

猪名川染織所健康保險組合

兵庫縣川邊郡多田村新田字下川原二六二

ダンロップ健康保險組合

神戸市筒井町二〇

大阪製麻健康保險組合

兵庫縣川邊郡小田村長洲字大門一ノ一

小泉工場健康保險組合

兵庫縣武庫郡西郷村新在家日尾川一九ノ一

日本木管健康保險組合

兵庫縣尼ヶ崎市大物村四三二

三菱生野健康保險組合

兵庫縣朝來郡生野村

片倉姫路健康保險組合

兵庫縣飾磨郡城南村北條二五〇

東洋燐寸健康保險組合

神戸市兵庫下澤通六丁目二

川崎造船所健康保險組合

神戸市東川崎町二丁目一四

内外綿健康保險組合

兵庫縣西宮市字泉二二〇四

播磨造船工場健康保險組合

兵庫縣赤穂郡相牛町相生五三〇九

神戸製鋼所健康保險組合

神戸市脇濱町一丁目三一

- 三菱内燃機神戸健康保険組合
- 日本電線製造株式會社健康保険組合
- 森永製菓塚口福岡工場健康保険組合
- 小口組和田山健康保険組合
- 日本毛織姫路工場健康保険組合
- 日本毛織印南工場健康保険組合
- 日本毛織加古川健康保険組合
- 三菱電機神戸健康保険組合
- 神戸市和田岬町三丁目
- 尼崎市大洲村字新城屋一四四
- 兵庫縣川邊郡園田村上坂部四〇〇
- 兵庫縣養父郡大藏村東谷二二〇
- 姫路市天神町四九
- 兵庫縣印南郡米田村船頭四四〇
- 兵庫縣加古郡加古川町二六九
- 神戸市和田岬町三丁目

健康保險と健康保險組合全

菊版四百頁餘
 正價金參圓五拾錢也
 健康保險法に關する一切の事項を網羅せる斯
 界の寶典なり

發行所 **工業教育會**

五 工場法規に關する質疑應答

はしがき

工場法規上に於ける疑義に付ての質問に對し、社會局監督課から解釋應答せられたもの、中、最近の分を茲に掲げて御參考に供することとしたのである。

一 試の雇傭中の職工

問 試の雇傭期間中の職工は、工場法に新謂職工ならざるや否や。若し職工ならずとせば工業主に於て、扶助の義務なきこととなるも、苟も工場内に在りて工場目的とする作業の本体たる業務に従事し、負傷し又は疾病に罹りたる場合は、當然工業主に於て扶助の義務あるものと認め差支なきや。

答 試の雇傭期間中の職工も、工場法上所謂職工にして、工業主に於て扶助の義務あり。

二 鐵道附屬工場

問 私設鐵道の停車場構内に於て檢車の際、車輛の小修繕（大修繕は別に工場あり）を爲すため木工臺、萬力及鞆等各一個を備付け、常時十人以上の修繕工（會社に於ては職員として取扱

答 ふ)を使用し作業に従事せしめ居れり。右修繕工を職工と認め工場法を適用可然哉。
御見解の通り。

三 洋服工場

問 洋服製造業者にして十人以上の職工を有しミシンを使用するものは、工場法施行令第一條第一項第八號の「手工に依る」と區別し工場法を適用し可然哉。

答 御見解の通り。

四 就職時間

問 就業時間前に作業場に入場し、各自受持の場所に着かしむるは、從來之を作業の一部と看做し、相當取締り來たれる處なるが、近時就業規則中に左の如き事項を設くるものあり。之等は當然違反と認め可然哉。

工手は就業時間前に入場し、各自受持の場所に就き、各科責任者の指揮を受くべし。

答 就業規則の規定に依り 直接作業準備の爲め、作業開始數分前に、各自受持の場所に着き、責任者の指揮を受くる場合に於ては、此の行爲は作業準備工程と認むべきものにして、工場法の就業時間中に通算すべきものなるも、單に作業場に入場し部署に着するに留まるは、就業と見るべきに非ず。

五 三月間の意義

問 工場法施行令第十六條第一項第二號の規定する「三月間」の意義は、當然曆に依り計算すべきものと認めらるゝも、舊規定との關係上、或は一月三十日として計算せしむる義なりや。

答 曆に依る月にして、假令二月二十五日より五月二十四日迄を三月と指稱す。

六 作業場の意義

問 工場法施行規則第十二條第二項に謂ふ、各作業場とは各作業室の意なるや。將又一以上の作業室を包含する建築場と解すべきや。

答 作業場とは作業室を包含する建築物を謂ふ。尤も何を以て各別の作業室と見るやは、工場法施行規則第十二條第二項に掲示を命じたるは、職工の周知を圖る注意なるに鑑み、必ずしも棟別に依らず、實際の場合に應じ判断するの外なし。

七 出産の意義

問 工場法施行規則第九條の所謂出産の意如件。

答 生産と死産とを問はず、妊娠四箇月以上の出産を謂ふものとす。

八 解雇の制裁

四四

問 就業規定中雇入解雇の條に條「職工ハ雇傭期間中ニ於テ自己ノ都合ニ依リテハ一切解雇ヲ求ムルヲ得ス但シ疾病其ノ他己ムヲ得サル事情ノ爲勤績シ能ハサルトキハ事情ヲ具シニ週間前ニ解雇ノ申出ヲ爲スヘシ」の如き規定を爲し、之に對し制裁の規定を設くるは適當ならざるものと認めらるゝが如何。

答 當事者が雇傭の期間を定めたるるときと雖も己むことを得ざる事由あるときは各當事者が直に契約の解除を爲し得べきことは、民法第六百二十八條に規定する所に有之、之に反する契約は無故なるのみならず、己むことを得ざる場合に於て、即時解除の權を雇主に於てのみ留保し、職工に付ては之を認めざるが如き就業規則は不當なるに付、職工側より即時解雇を請求し得る様、相當變更を爲され可然。尤も職工側より即時解雇を請求し得べき場合は必ずしも列記することを要せず。列記する場合には相當廣く認むる様取計はれたし。

九 障害扶助料の特例

問 職工業務上の外傷に因り關節炎を起し、治療中なるも醫師は將來治療の見込なしと診断す。此の場合扶助に關し、一は現今の醫學上治療の方法なく、且將來治療の見込なしと診断した

るときは、之を治療に準じて考察し、其の程度に應ずる障害扶助料を支給すべしとし、二は滿三年に達する迄の休業扶助料と打切扶助料とを支給すべしとの二説あり。何れを採るべきや。

答 右の障害扶助料を支給すべき場合と異り、假令治療の見込なき場合に於ても、工業主は之が療養に關し最善の措置を施すの義務あり。療養給付又は療養費を支給すべく、且つ當該疾病の爲の休業したるときは、休業扶助料を支給すべきものにして、三年を経過したるときは打切扶助料を支給し、以後扶助義務を免れ得るものに有之。

十 試の雇傭期間

問 工業主より試の職工の雇傭期間(十四日)を、更に一週間延長せむことを願出づるものあり。其理由は技術習練の必要に出づるもの、如し。試み期間二週間存すれば當該職工に於て眞に勞働意思を有するや否や、伴斷するに充分なりと認めらるゝのみならず、雇傭契約締結を徒らに未了の儘永く不確定なる状態に在らしむるは、不可なりと認めらるゝも如何なる場合に於て之を聽許すべきや。

答 工場法施行令第二十七條ノ二第三項但書括弧内の期間の延長の許可に就ては、其の職務の特

殊なるが爲め技術人格、又は経歴を審査するに特に時日を要する場合、又は試み職工として雇傭せるも就業後間もなく、本條第二項に掲げたる以外の事由に依り休業し、十四日を経るも採否審査の目的を達することを得ざりし場合等、特殊の事情ある場合に限り右の許可を與ふるものなり。

十一 工場管理人

問 工場管理人は工場法施行地域内に、居住する場合には外國人にて差支なきや。
答 差支なし。

十二 解雇の豫告

問 解雇豫告後二週間經過前に負傷休業したる場合、工場法施行令第二十七條ノ三に依り、二箇月間は解雇することを得ざるも、二箇月後更に十四日の豫告を爲すを要するや。又は負傷日迄の豫告期間を通算し差支なきや。
答 後段御見解の通り通算し差支なし。

十三 工場管理人の代理

問 工場管理人に代理人を認むるや。

答 然り。

十四 業務上の障害

問 施行令第五條に「職工負傷し又は疾病に罹りたるとき」とあるは、業務上の負傷又は疾病に限るや、又は業務に基かざる場合をも包含するや。
答 業務上負傷し又は疾病に罹りたる場合に限る。

十五 就學猶豫の兒童

問 工業労働者最低年齢法の適用に關し學齡兒童にして、小學校令第三十三條に依り就學の猶豫又は免除を受けたるときは之を使用し得るや。
答 之を使用することを得ず。

十六 事務従業者

問 當時工場事務室に在りて單に事務に従事する者（名稱は職工）にも工場法を適用せらるるものなりや。
答 職工の名稱を附し職工の待遇を與ふるも、常事工場事務室に在りて、單に事務に従事するものは工場法上の職工に非ず。

十七 解雇の場合

問 工場法施行令第二十七條の二豫告解雇の場合に、初めより五日の豫告を爲し且九日分の手當を支給し解雇し得るや。又初め十四日の豫告を爲したる後五日を経過して後九日分の手當を支給して即時解雇し得るや。

答 何れにても差支なし。

十八 聯絡せる工場

問 同一工業主の經營に係る、職工十名未満の鑄物製造工場にして、鑄型製造場と金屬の熔融又は熔液の注入場とを危険なき程度に分ち、而して其の使用する職工も全然之を區別して作業せしむる場合、其全職工に對し法を適用すべきや。

答 從來の解釋に依れば、隣接せる工場と雖聯絡せる作業關係あるときは、一個の工場として取扱ふべきものとするを以て、況して同一構内に在るに於ては、來意の通之を包括して法を適用すべきものとす。

十九 石灰工場の職工

問 石炭製造工場に於て工業主(甲)は焼帥(乙)と稱する者と契約して、之に一二の石灰竈を擔當せしめ、石灰石並石炭を給し、石灰の出來高に應じ之に對し一定の率を以て報酬を支拂

ひ、乙は自ら主として石焼作業に従事すると共に家族(丙)他人(丁)をして作業に従事せしめ、其の丁に對しては乙より日給を支拂ひ居れり。工場法適用上左の通之を取扱ひ差支なきや。

一、甲を事業主、乙、丙、丁を等しく職工と認むること。

二、乙が丁との間に契約せる賃金は、乙が甲の委任の下に、丁と之を契約せるものと認むること。

三、乙が甲より受くる報酬中、乙と丁との間の契約に従ひ丁に支拂ふものは、甲の委任に依り丁に仕拂ふものと認むること。

四、扶助料及葬祭料算出の標準とすべき賃金は、丁に就ては右乙丁間の契約に基き受くる賃金額、乙丙に就ては乙が甲より受けたる額より丁に與へたる分を控除したる額を慣習に従ひ均分若は適當に按分して算出したる額に據ること。

答 一、見解の通。

一及三、乙丁間の關係が乙に對する甲の委任に依るや否やは、當事者の意思解釋に俟つの外なく、唯扶助料の如きは甲は工業主として之が支給の責任あるものにして、甲の乙に對する

求償権の有無は當事者の私法問題なりとす。四、見解の通取扱差支なし。

二十 交替作業

問 職工を二組に分ち晝夜交替に就業せしむる紡績工場に於て、紡績の業務の一部例へば総部のみに付職工を交替せしめずして、晝業に従事せしむる場合は、其の職工に限り就業時間を十二時間迄延長し得るや。

答 工場法施行規則第三條の規定は、當該工場の全部又は主要部分が、二交替に依らざる場合に限るものにして、其の一部分の職工を二組以上に分ち、交替に就業せしめざるの故を以て、其部分に付同條本文の適用あるものに非ず。尙本條に於て紡績業の就業時間に一時間の延長を認めたるは、二交替制に依り晝夜作業を爲すを常習としたる紡績業が、晝業のみを爲したる場合に於て、其の能力の減殺を幾分補ふ主旨を有するものにして、同出の如き場合に延長を認むるは部條立法の精神にも反す。

二十一 失明者の取扱

問 職工業務上の傷害に因り一眼を失明せるもの數名あり。負傷程度に關し工場法施行令第七條第二號に依るべきものなりや。將又同條第三號に依り扶助すべきものなりや。固より勞務の

種類に依りて一眼を失ひたるものと雖も、引續從來の勞務に服し得る場合あるべし、然れ共苟も五官機能中最重要な視力半減せる結果、生理上殘存せる一眼に影響を及ぼす虞あるのみならず、他面鐵道省の共濟規定を參酌するに、工場法施行令第七條第二號以上を適用し居るを以て、本件は單に從來の勞務に服し居るの事實のみに依り、之を同條三號に遞下すべき筋合のものに非ずと解し差支なきや。

又「一眼三分の一米突の近距離内に於て指數を辨識し能はざるもの」に對し、之を前述の一眼失明の同一程度に取扱ひ差支なきや。

答 各官廳に於ける共濟規定を參照するに三等とするもの又は四等となすもの多く、何れも工場法施行令第七條第三號に該當するものとして取扱可然。

專賣局技師 神田孝一氏序並校閲 同 和田誠一氏著

五二

勞働訓練

全 壹 冊
近 刊

「勞働者の訓練」と云ふ事に就て學理的に書いた書籍は我國には未だ絶無であつたのである。

著者は永年專賣局に在つて、工場管理の大家神田孝一先生の指導を受けて勞働訓練の實際に携はつて來た實務家であるのである。以て本書が外國書の直譯的の無價値のもので無いことを證して餘りあるであらう。乞ふ御愛讀を賜へ

發行所 工業教育會出版部

308

298

健康保險各樣式

用 紙 調 製

樣式第壹號	同 第參號	同 第四號	同 第五號	同 第六號	被保險者臺帳 一枚 青白共金貳錢五厘
百枚綴	同上	同上	同上	五拾枚綴	
一冊	同	同	同	同	
金參拾錢	同	同	同	同	
	上	上	上	上	

右調製持合せ居り候間何時にても御求めに應

じ可申候

工業教育會保險相談部

大阪天滿郵便局私書函第五號

昭和二年四月十一日印刷
昭和二年四月十五日發行

發行人兼
編輯人

大阪市東淀川區國次町一〇九ノ一

宇野利右衛門

印刷人

岩崎秀吉

印刷所

大阪市北區源藏町二十五番地

三光社印刷所

大阪市東淀川區國次町一〇九ノ一

發行所 工業教育會

電話長北八五七番
攝替大阪一〇九一八番